



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局 発表
令和7年5月2日(金)

担当

京都労働局 労働基準部 健康安全課
健康安全課長 宇野 均
統括特別司法監督官 山田 英輔
電話 075 - 241 - 3216(ダイヤル)

令和7年「STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン」の実施について

京都労働局（局長：角南 ^{すなみ いわお} 巖）では、職場における熱中症予防対策の推進を図るため、令和7年4月を準備月間とし、5月から9月までの間、令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、暑さが本格化する7月を「重点取組期間」として、下記事項の積極的な実施、5月も引き続き暑さ指数（WBGT）の把握等、熱中症予防の取組の継続について呼びかけます。【資料1】

京都府内における令和6年の職場での熱中症による休業4日以上[※]の死傷者数（以下「死傷者数」という。）は、猛暑の影響により26人となり、前年の18人と比べ8人増加し、過去10年（平成27年～令和6年）で最も多い人数となりました。過去10年間の死傷者総数、141人（うち、死亡2人）を発生月別に見ると、7月（56人）、8月（60人）の2か月間が全体の約82%を占めています。【資料2】

また、熱中症対策強化のため労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されます。

本改正の内容は、熱中症の重篤化を防止するための措置として、「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」（*1）を行うときは、あらかじめ、

- 1 当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合、当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを他の者が発見した場合に、その旨を報告させる体制を整備し、それを周知すること
- 2 当該作業からの離脱や身体の冷却（着衣状態のままバケツ等で放水する）等熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容・手順を定め、それを周知すること

を義務化するものです。【資料3】

*1 ... 「WBGT28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

記

< キャンペーン期間中に確認、実施すべきこと >

- STEP 1 暑さ指数（WBGT）の準備及び把握と評価（**JIS** に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。）
- STEP 2 測定した暑さ指数に応じて、「キャンペーン期間中（5月～9月）にすべきこと」の徹底。【資料1、パンフレット裏面の対策】

< 7月の重点取組期間中に実施すべきこと >

- 1 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じて対策を追加。
- 2 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底。
- 3 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底。
- 4 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加、**体調不良の者が発生したときの初期対応の徹底。**
- 5 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施。
- 6 体調不良の者に異常を認めたときは、**重篤化防止のための体温低減措置を講じ、躊躇することなく救急隊を要請。**



（熱中症予防キャラクター
チューイカン吉）

令和7年 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

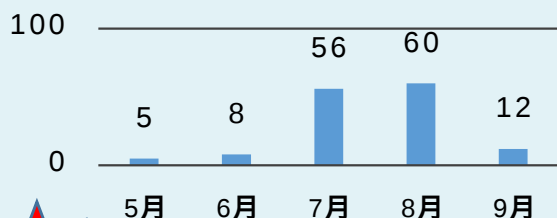
＝ 熱中症予防対策の徹底を図りましょう＝

職場における熱中症の発生状況（京都府内、休業4日以上、確定値）
＜平成27年～令和6年＞

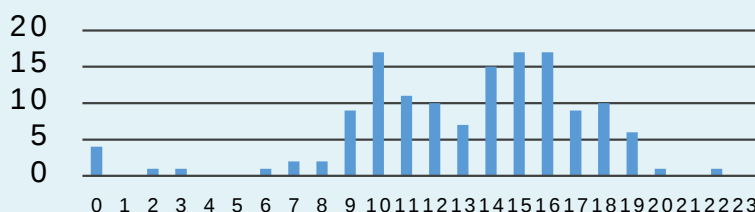
京都府内の、過去10年間に職場で発生した休業4日以上の**熱中症**による労働災害141件（人）を分析したところ、**約82%が、7月、8月に集中しています。**

重点取組期間に向けて、職場での熱中症を予防するための取組に努めましょう！

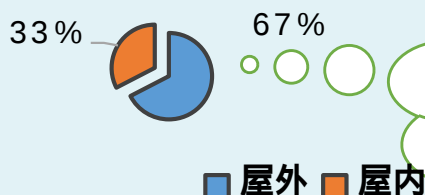
月別発生件数（人）



時間帯別発生人数（件）



屋内と屋外の割合



およそ3人に1人は
屋内で発生しています。
特に食料品製造工場、
配送センター、倉庫内
で多く発生しています。

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

次ページの記載事項に今から取り組みましょう。

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じて対策を追加。
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底。
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底。
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加、体調不良の者が発生したときの初期対応の徹底。
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施。
- 体調不良の者に異常を認めたときは、重篤化防止のための体温低減措置を講じ、躊躇することなく救急隊を要請。



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- ☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

WBGT値、確認ヨシ！



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
☐	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
☐	服装	準備期間に検討した服装を着用
☐	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐	暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
☐	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
☐	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
☐	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
☐	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
☐	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

熱中症対策強化のため労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されます。

職場における熱中症による死亡災害の傾向は、ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」であったことから、現場において、重篤化の防止、死亡に至らせない適切な対策の強化が必要です。

詳細は、厚生労働省HP「職場における熱中症予防情報」



京都府内の職場における熱中症の発生状況（令和 6 年）

令和 7 年 5 月 2 日

京都労働局健康安全課

1 職場における熱中症（業種別死傷者数）の発生状況

令和 6 年の京都府内における、職場での熱中症による休業 4 日以上の上業務上疾病者数（以下「死傷者数」という。）は、猛暑の影響等により 26 人となり、昨年（18 人）よりも大幅に増加しました。

なお、熱中症による死亡災害は発生しませんでした。

表 1 業種別発生件数（令和 6 年）（人）

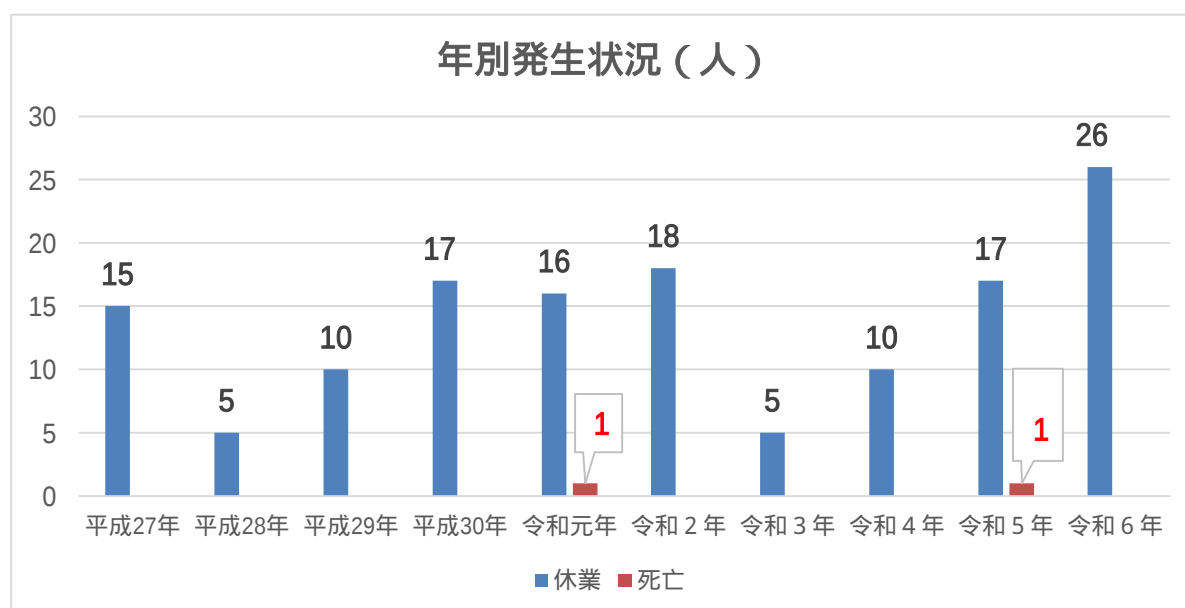
業 種	製造業	建設業	運送業	農林 水産業	商業	警備業	その他の 業種	計
令和 6 年 死傷者数	1 (0)	9 (0)	2 (0)	3 (0)	2 (0)	4 (0)	5 (0)	26 (0)

（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。

2 死傷者数の推移（平成 27 年～令和 6 年）

過去 10 年間の死傷者数をみると、平成 27 年に 15 人と急増しました。平成 30 年及び令和元年は 17 人（うち、令和元年に死亡 1 人）、令和 2 年は 18 人に微増し、令和 3 年は 5 人に減少しましたが、令和 5 年は 18 人（うち、死亡 1 人）、令和 6 年は 26 人と過去最も多い人数に急増しています。

グラフ 1 過去 10 年間（平成 27 年～令和 6 年）の死傷者数の推移



3 業種別発生状況（平成 27 年～令和 6 年）

過去 10 年間の業種別の死傷者数をみると、**建設業**が最も多く、次に**運輸業**、**警備業**となっています。死亡者数は、**製造業**で 2 人発生しています。

表 2 業種別発生状況（人）（平成 27 年～令和 6 年）

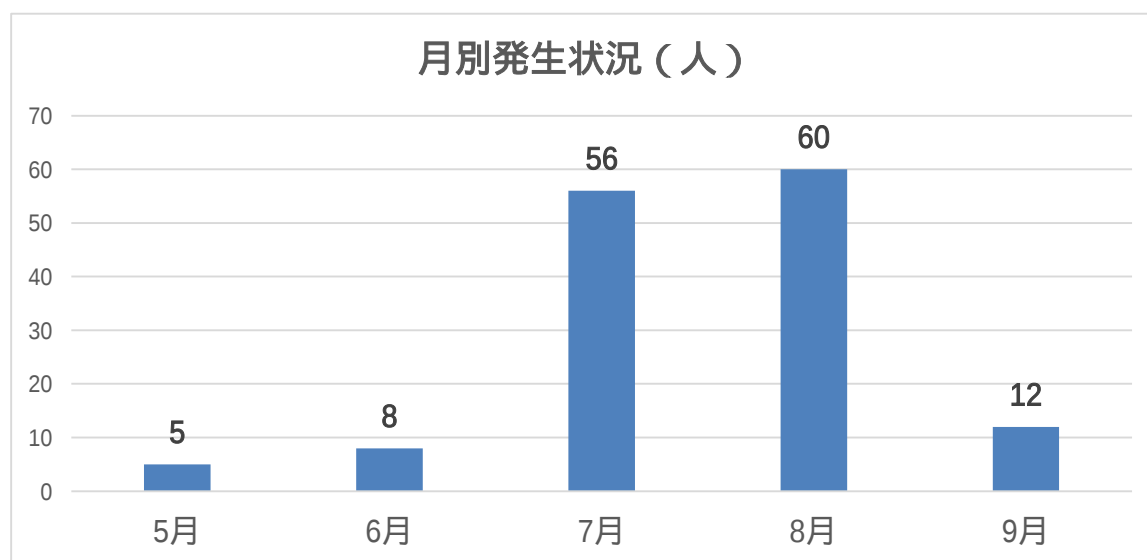
業 種	建設業	製造業	運輸業	警備業	商業	清掃・ と畜業	農林 水産業	左記 以外	合 計
H27～R6 ()内は 死亡者数	27 (0)	13 (2)	25 (0)	18 (0)	15 (0)	10 (0)	7 (0)	26 (0)	141 (2)

4 月・時間帯別発生状況（平成 27 年～令和 6 年）

（1）月別発生状況

過去 10 年間の月別の死傷者数では、82.2%が**7 月及び 8 月**に集中しています。

グラフ 2 過去 10 年間(平成 27 年～令和 6 年)の月別発生状況

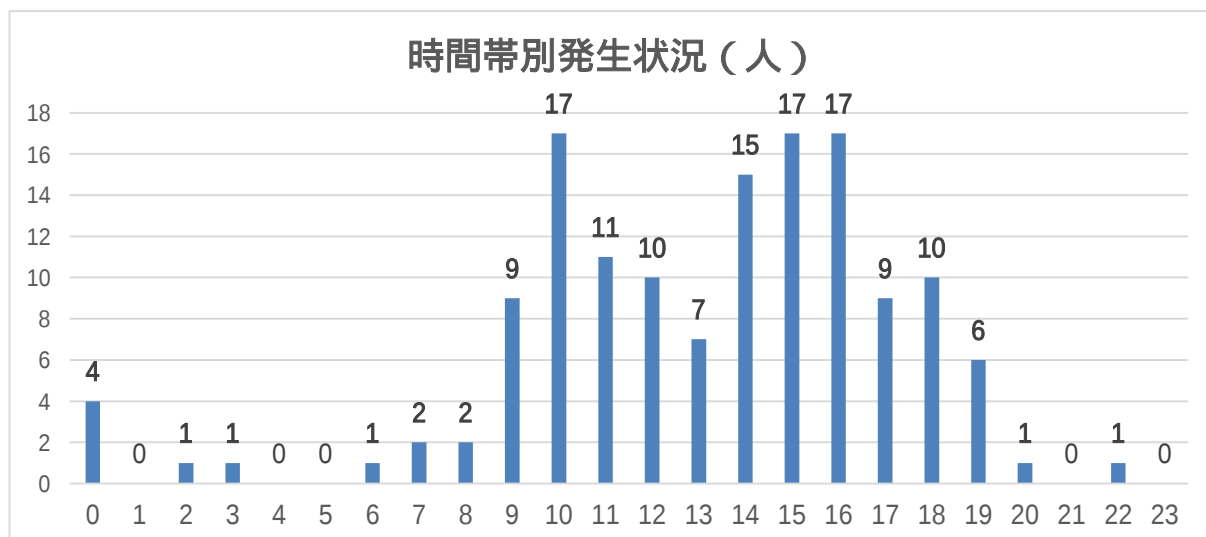


（2）時間帯別発生状況（平成 27 年～令和 6 年）

過去 10 年間の時間帯別の死傷者数は、10 時台、14～16 時台に多く発生しています。

また、日中の作業終了後に帰宅してから夜間に体調が悪化して病院に搬送されるケースも認められます。

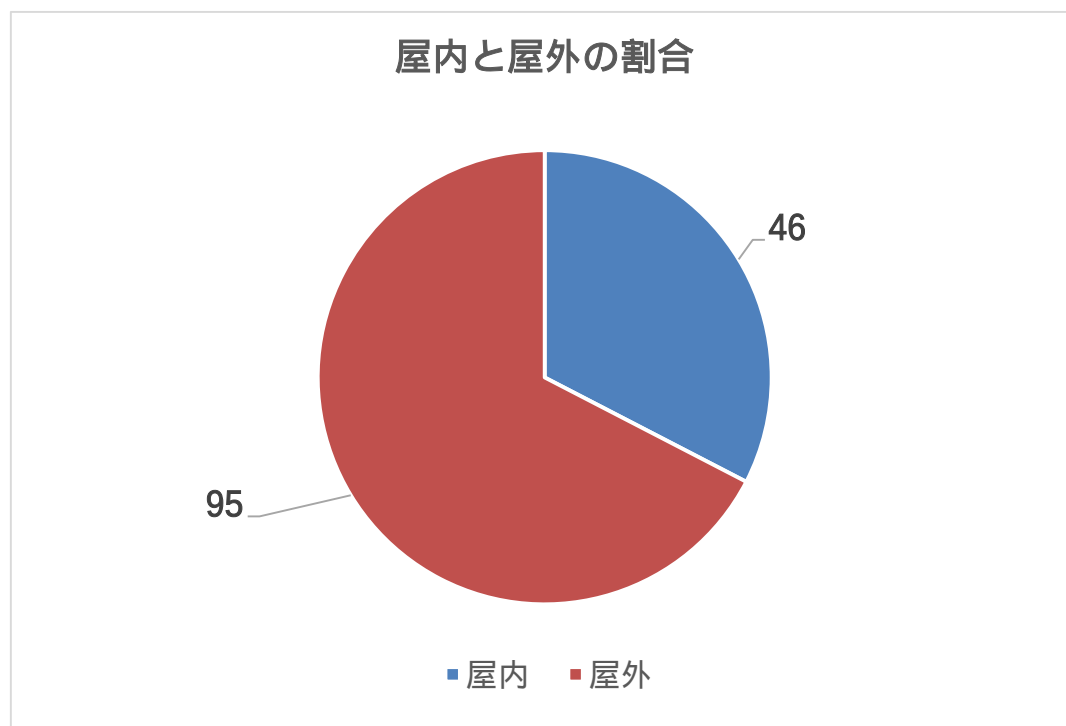
グラフ 3 過去 10 年間(平成 27 年～令和 6 年)の時間帯別発生状況



（３）屋内作業での発症（平成 27 年～令和 6 年）

過去 10 年間の死傷者数 141 人のうち 46 人(32.6%)は、屋内作業で発生しており、熱中症は必ずしも屋外での作業でのみ発症するわけではないことがわかります。

グラフ 4 過去 10 年間の屋内、屋外作業の割合



死傷者数のおよそ 3 人に
1 人が屋内作業となっており、
死亡災害の 2 件は屋内 1 件、
屋外 1 件となっています。

< 参考 >

W B G T 値と気温、相対湿度との関係

		相对湿度(%)																	
		20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	
気温(℃)(乾球温度)	40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	
	39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	
	38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	
	37	27	28	29	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	
	36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39	
	35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38	
	34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37	
	33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36	
	32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35	
	31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34	
	30	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	31	32	32	33	
	29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32	
	28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31	
	27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30	
	26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29	
	25	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	
	24	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	
23	16	17	17	18	19	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26		
22	15	16	17	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25		
21	15	15	16	16	17	17	18	19	19	20	20	21	21	22	23	23	24		
WBGT値		注 意 25℃未満				警 戒 25℃～28℃				厳重警戒 28℃～31℃				危 険 31℃以上					

(ここで、28℃～31℃は、28℃以上31℃未満の意味)

(日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」Ver.1 2008.4 から)

熱中症による死亡災害一覧（平成 27 年～令和 6 年）

No	発生年 時間帯	業種	被災者概要 事業場規模	災 害 の 概 要
1	令和元年 17 時	製造業 紙加工品製造業	男 40 代 100～299 人	工場内で製造作業中、熱中症で救急搬送された。 (屋内作業)
2	令和 5 年 9 時	製造業 機械（精密機械を除く）製造業	男 40 代 201～500 人	出張先の宿泊ホテルから取引先に徒歩で移動中、熱中症となった。 (屋外作業)

熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温などの症状が現れる。死亡に至ることもある。

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1** 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

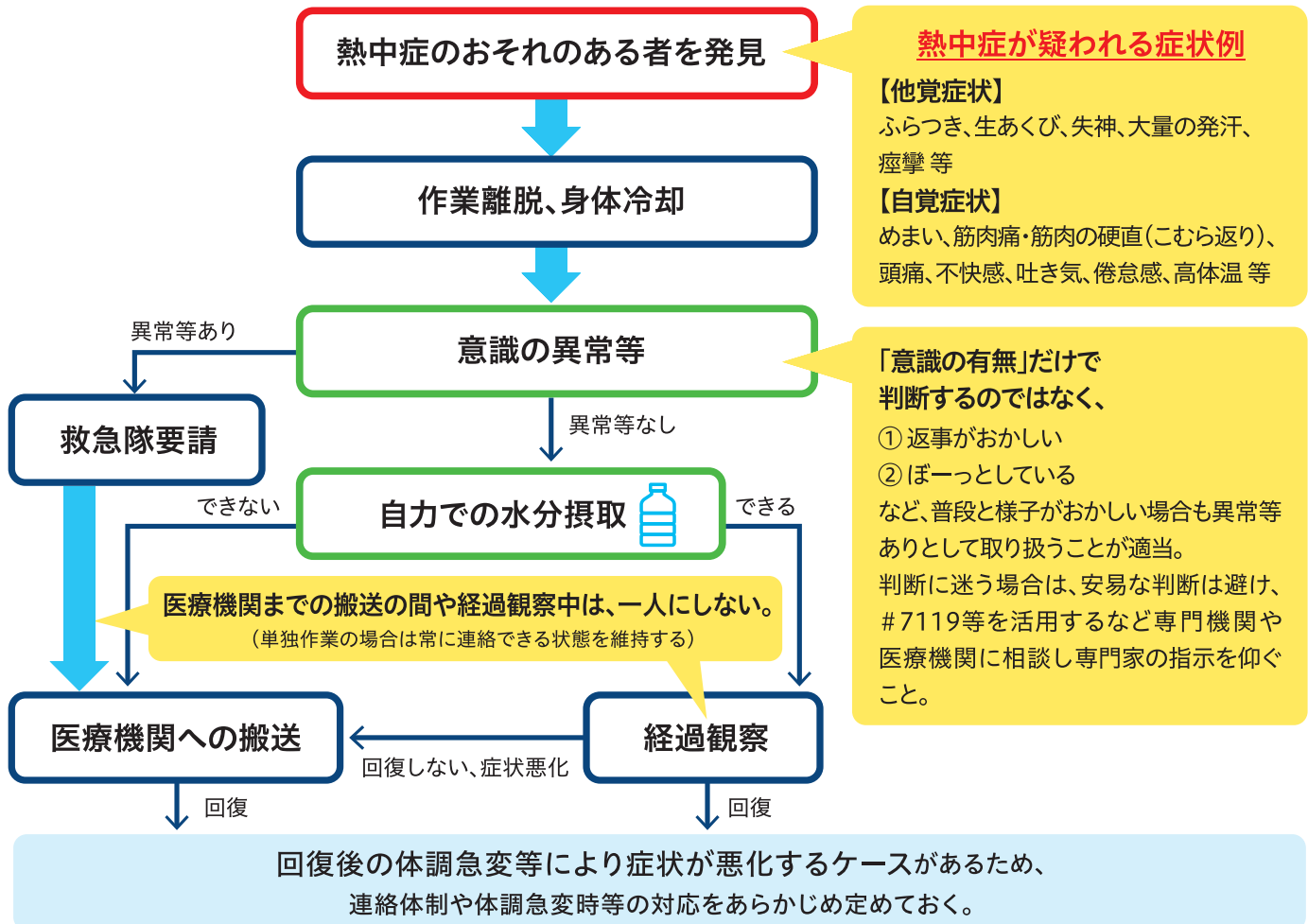
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

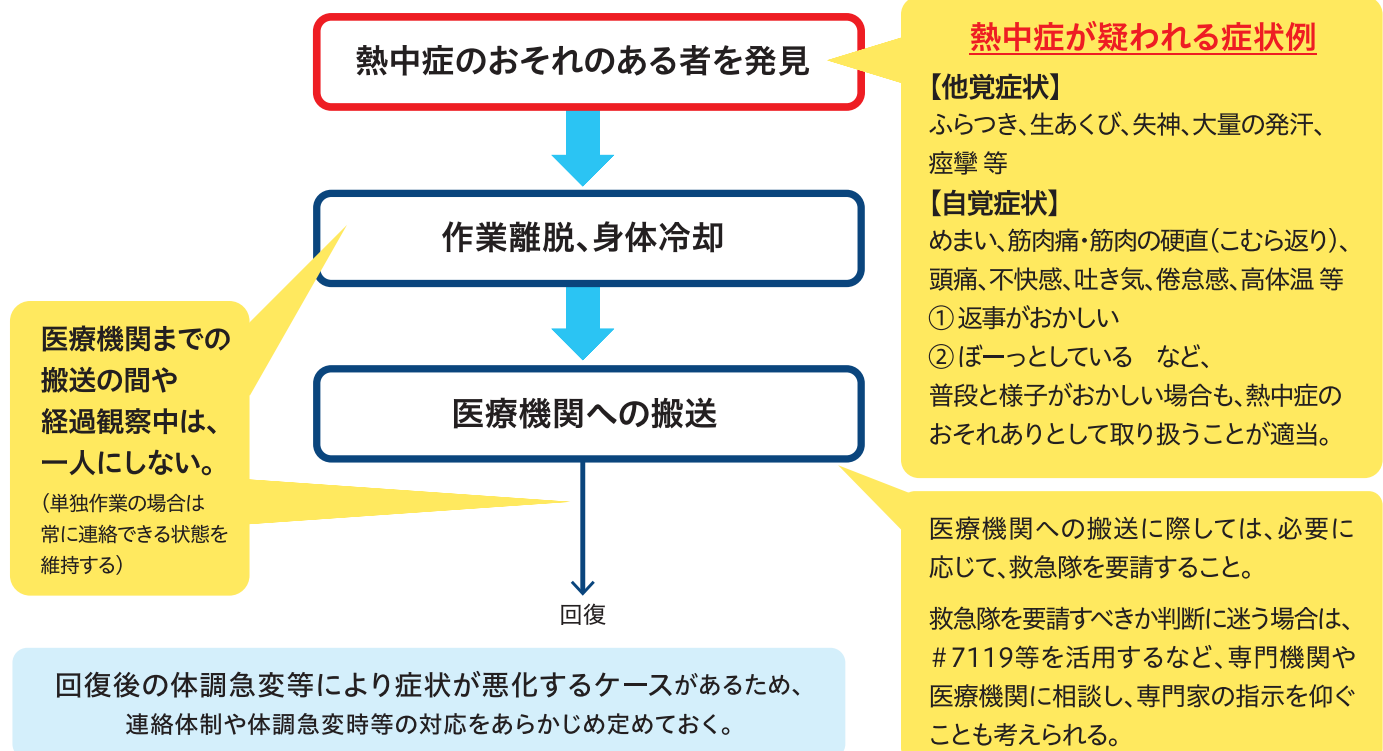
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における
熱中症対策の
強化について

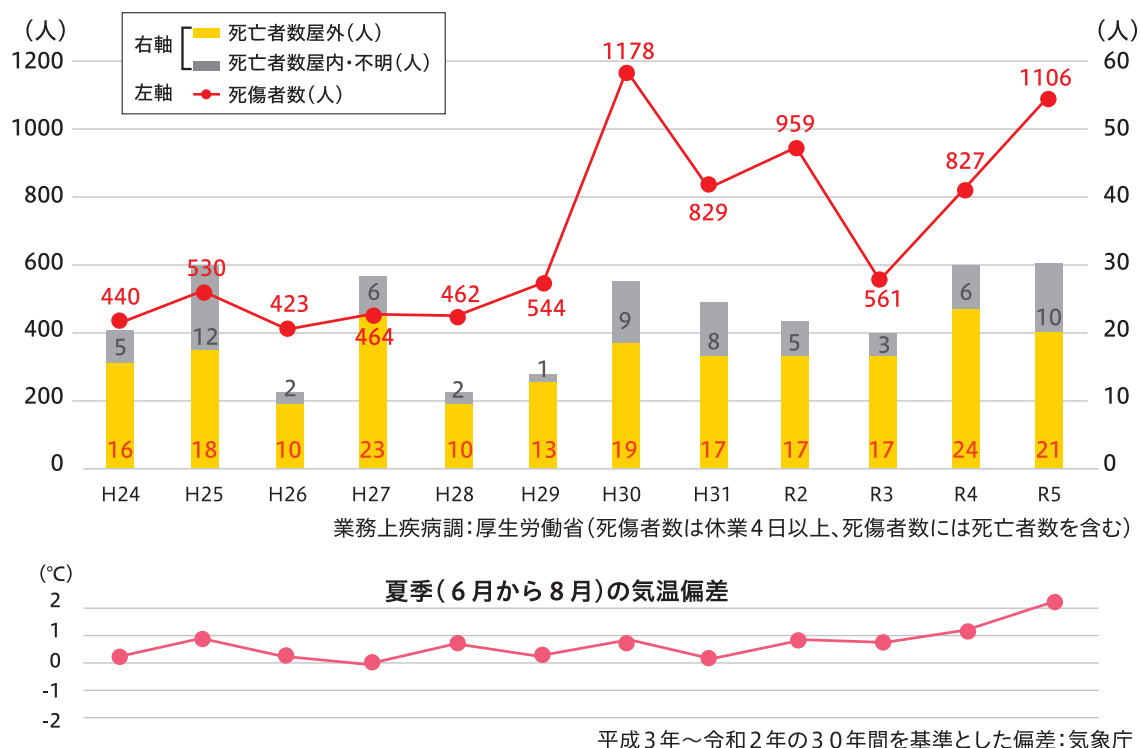


ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況(H24～)



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

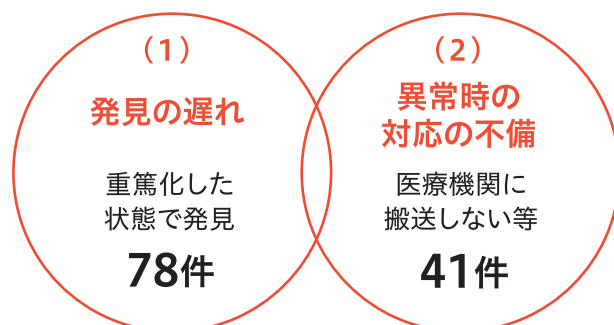
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの 評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で
WBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・シヨベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

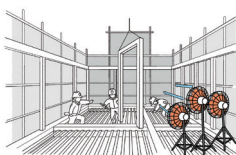
それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、
直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等

(2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3)労働者の健康状態の確認

(4)身体の状態の確認

2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1)熱中症の症状

(2)熱中症の予防方法

(3)緊急時の救急処置

(4)熱中症の事例

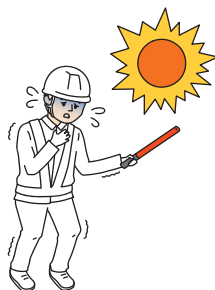


今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

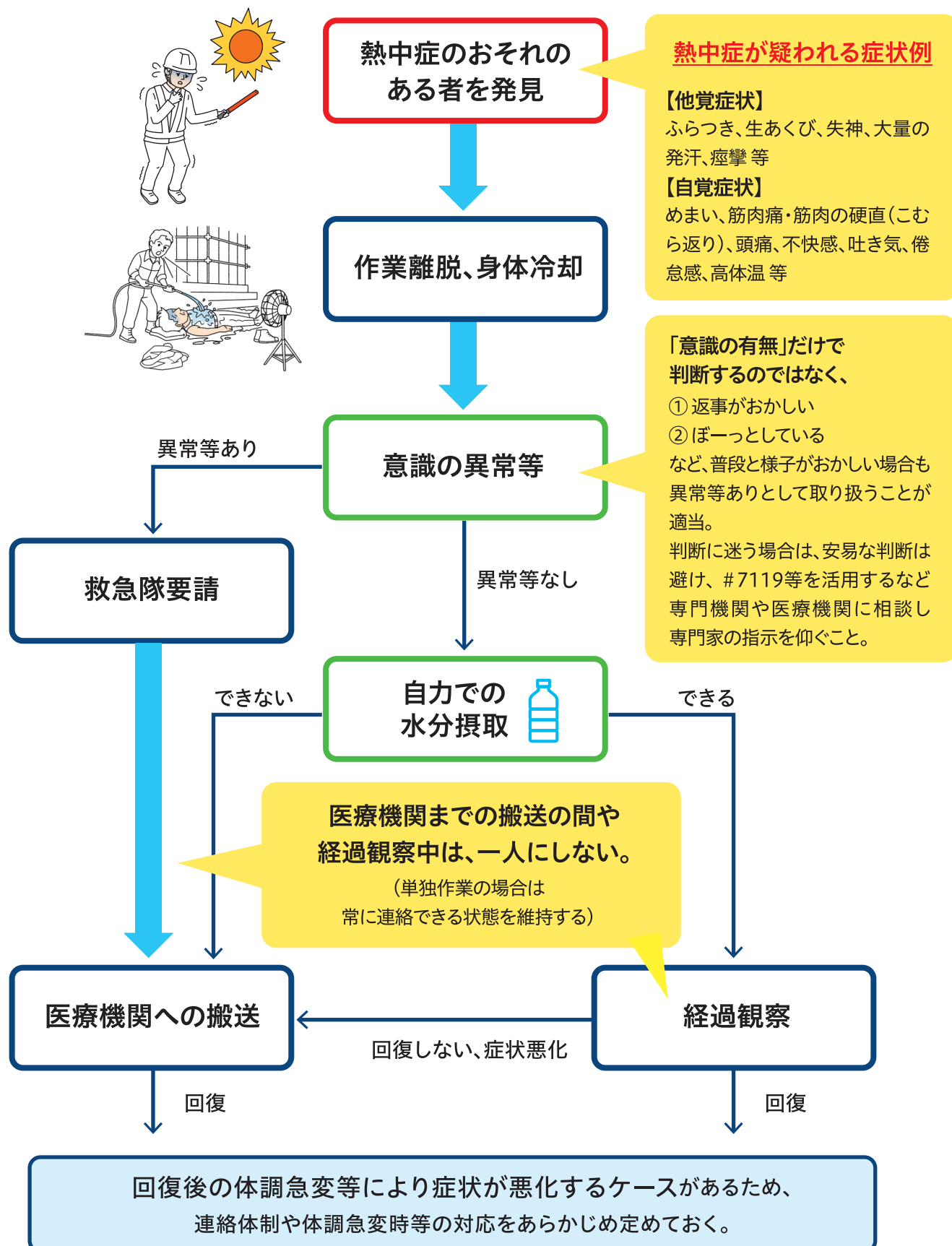
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

あの人、
ちょっとヘン



これも
初期症状

手足がつる

イライラしている

立ちくらみ・めまい

フラフラしている

吐き気

呼びかけに反応しない

汗のかき方がおかしい

すぐに
疲れる

ボーッとしている

汗が止まらない／汗がでない

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【朝礼やミーティングでの周知】

【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

【メールやイントラネットでの通知】